

令和 6 年度『自治体総合計画に関するアンケート調査』結果

**義務撤廃後も総合計画策定は続くが、総合戦略の基本目標や KPI は考慮されず**

(公財) 日本生産性本部 (東京都千代田区、理事長：前田和敬) の自治体マネジメントセンターは、8 月 28 日、「自治体総合計画に関するアンケート調査」結果を公表しました。本調査は、わが国の地方自治体における総合計画の現状と課題を把握し、総合計画の策定・運用支援等の基礎資料とするため、平成 24 (2012) 年に第 1 回、平成 28 (2016) 年に第 2 回の調査を実施してきました。3 回目となる今回は、多くの自治体で 2025 年度末に総合計画の期間が終了することを勘案し、本年 6 月 10 日 (月) ~28 日 (金)、全国の 1,538 市区町を対象に郵送で実施し、760 市区町 (49.4%) の総合計画担当者から回答を得ました。

今回の調査から、総合計画 (基本構想) の策定義務が撤廃された平成 23 (2011) 年以降も回答団体の 9 割以上で総合計画の策定が続いている一方で、回答団体の 3 割以上で総合計画の数値目標とデジタル田園都市国家構想総合戦略 (以下「総合戦略」) の基本目標や KPI との関係性が考慮されていないことが明らかとなりました。主な特徴は以下の通りです。

**1. 総合計画策定状況と根拠：策定義務撤廃後も多くの団体が総合計画を策定 (別紙 P3~4)**

- ・回答団体の 97.2%が「計画期間中の総合計画がある」と回答 (Q1) した他、93.6%が総合計画を「今後も策定する予定」と回答 (Q2) した。
- ・平成 23 (2011) 年 5 月の地方自治法の改正により市町村の基本構想の策定義務付けが撤廃されたが、平成 28 (2016) 年の前回調査では、総合計画を策定する根拠について、「根拠はない」とする団体が 22.3%だったのに対し今回は 15.2%へと減少した (Q1-1)。

**2. 総合戦略との関連性に課題：31.8%の団体が総合戦略と総合計画が一致せず (別紙 P8~9)**

- ・31.8%の団体では、総合計画の数値目標と総合戦略の基本目標が「ほぼ一致していない」か「関係は特に考えていない」(Q6)。また、33.1%の団体では総合計画の数値目標と総合戦略の KPI が「ほぼ一致していない」か「関係は特に考えていない」(Q6-2)。
- ・自治体政策の最上位に位置付けられる総合計画の目標との関係性が考慮されていない場合、総合戦略の実効性に課題がある可能性がある。

**3. SDGs への貢献が重要な政策課題：81.1%の団体が SDGs を総合計画に関連付け (別紙 P14)**

- ・81.1%の団体が総合計画に SDGs を「関係させている」と回答 (Q15)。そのうち「基本計画」と SDGs を関係させていると回答した団体が 84.7% (Q15-1) で最も多かった。また、SDGs の反映度合いについて基本計画では 40.3%の団体が SDGs を「非常に反映させている」と回答 (Q15-2) しており、地方自治体においても SDGs の達成への貢献が重要な政策課題と位置づけられていることが分かる。

**4. 個別計画の平均は約 66 本：6 割近く (56.3%) の団体では個別計画が把握されず (別紙 P15)**

- ・「個別計画の数を把握している」団体は 40.4% (Q17) で、それらの団体における個別計画の数の平均値は 65.6 本 (Q17-1) だった。総合計画と個別計画の目標について、「ほぼ一致していない」「関係は特に考えていない」「わからない」と回答した団体は合計で 37.7% (Q16) であった。
- ・個別計画を把握できていない団体数が多いことから、実際の個別計画数はさらに多い可能性もあり、計画行政に関する司令塔機能の不在や縦割り行政の打破が課題となっている可能性がある。

【別添資料】別紙：令和 6 年度「自治体総合計画に関するアンケート調査」結果・調査票

調査結果は、日本生産性本部自治体マネジメントセンターのサイト  
(<https://www.jpc-net.jp/research/list/local-government.html>) をご参照ください。



## 【調査概要】

調査概要は下記の通り。本調査は、慶應義塾大学・玉村雅敏研究室の監修・協力のもと実施した。

- ・ 調査名：自治体総合計画に関するアンケート調査
- ・ 調査対象：全国の市区 795 団体及び町 743 団体（総合計画担当責任者宛）（令和 6（2024）年 5 月末日現在）
- ・ 調査方法：郵送にて配布、回収
- ・ 調査票配布期間：令和 6（2024）年 6 月 10 日～6 月 28 日
- ・ 回収状況：

	全団体	市区	町	不明
総数	1,538 団体	795 団体	743 団体	-
有効回答数	760 団体	427 団体	328 団体	5 団体
回収率	49.4%	53.7%	44.1%	-

※回収率の分母は令和 6（2024）年 5 月末日現在の市区、町の全団体数。なお、村は団体数が少ないため、調査対象から除外した。

## 【総合計画について】

一般に、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層構造から構成される計画であり、当該団体における最上位計画として位置づけられている。基本構想は地域社会や市町村の将来像を示すもの、基本計画は基本構想をより具体化したもの、実施計画は基本計画をさらに具体化したものである。市町村は地方自治法により基本構想の策定が義務付けられていた。しかし、平成 23（2011）年 5 月の地方自治法の改正により策定義務付けが撤廃された。

## 【総合戦略について】

国は、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和 5（2023）年度を初年度とする 5 か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下、国による総合戦略）を示した。地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条に基づき、国による総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされている。

## 【個別計画について】

個別計画とは、各分野における取組を推進していくため、それぞれの分野の具体的な取組内容を記載した計画・方針・指針などを定めたもの。一般的に地方自治体の最上位とされる計画である総合計画に記載された内容を踏まえて、対象となる分野の将来像や目標を掲げ、その実現に向けたより具体的・詳細な取組などを示す。

## 【日本生産性本部 自治体マネジメントセンターの取り組み】

当センターでは平成 23（2011）年、わが国のベスト・プラクティスとされる団体の参画を得て、「新たな総合計画策定モデルの開発に関する研究会」（座長：玉村雅敏・慶應義塾大学教授）を組織し、その成果を「地方自治体における総合計画ガイドライン～新たな総合計画の策定と運用～」として刊行した。平成 24（2012）年には「総合計画の新潮流～自治体経営を支えるトータル・システムの構築」（公人の友社）を刊行し、現在は総合計画のあり方を提示すると共にその策定支援と普及に努めている。

### 【本件に関するお問合せ先】 公益財団法人 日本生産性本部

<内容>自治体マネジメントセンター（顧客価値創造センター内） 富田、田中

Tel: 03-3511-4013、e-mail: [public@jpc-net.jp](mailto:public@jpc-net.jp)

<取材>統括本部（広報） 伊藤、粕谷 Tel: 03-5511-2029、e-mail: [jpcpr@jpc-net.jp](mailto:jpcpr@jpc-net.jp)